

(別記様式)

特定間伐等促進計画

北海道古宇郡神恵内村
平成26年2月

1 特定間伐等促進計画の目標

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第4条第1項の規定により定められた北海道の基本方針や本村の間伐の実施状況を勘案して、平成25年度から平成32年度までの8力年間で50ha（年平均6.25ha）の間伐等を行うことを、目標とする。また、伐採後の確実な再生林も含めた造林の実施を促進する。

2 特定間伐等促進計画の区域

道の基本方針に定められた、特定間伐等の実施を促進するための措置を講ずべき区域の基準に従い、さらに、本村の森林の特定間伐等促進計画の区域の範囲を別図のとおりとする。

3 特定間伐等の実施計画

- (1) 間伐
- (2) 造林
- (3) その他間伐及び造材に関する事項
- (3) 作業路網
- (4) その他施設

別紙のとおり

- (5) 事業実施箇所
別紙図面のとおり

4 森林経営計画等に基づく森林施業、森林施業の共同化等の推進

- (1) 森林経営計画の作成及びこれに基づく間伐等の森林施業の推進並びに提案型施業の実施の推進に関する事。

本村では、5ha以下の小規模な森林所有者は286名で、森林所有者の約9割を占めており、計画的かつ効率的な森林施業を進める障害となっている。

このため、面的なまとまりのある森林の持続的な経営を確保し、森林の有する多面的機能を十分に発揮するため、地域の関係者が連携・協力する体制を構築するとともに、森林経営計画を作成し森林施業の推進に努めるとともに、団地的に介在する小規模森林所有者については、森林整備に意欲のある者へ森林経営の委託を促進し、間伐等の森林施業を計画的かつ効率的に実施するなど集約化の推進に努める。

(2) 施業の集約化に必要な森林情報の収集、境界の確認、森林所有者等の合意形成等の活動の推進に関する事。

森林GIS等の電子データや事業実施主体等の施業情報を積極的に活用し、森林情報の収集及び解析、境界の確認等を進め、効率的な森林施業の推進に努める。

また、収集した森林情報等を活用し、森林施業プランナー等と連携して具体的な森林整備に関する施業プランを作成し、森林所有者等の意見集約に努め、合意形成等の推進に努める。

5 路網の整備の推進、間伐等の効率化・低コスト化の推進

(1) 路網の整備の推進に関する事。

間伐等の効率的な森林施業を実施するため、道が策定した「路網・作業システム整備方針」を基に、林地の傾斜や搬出方法、林内路網密度等に考慮した、林道、林業専用道、森林作業道などの丈夫で簡易な路網の整備の推進に努める。

(2) 高性能林業機械等を活用した低コストで高効率な作業システムの整備、普及及び定着に関する事。

路網の整備状況を踏まえ、傾斜等の自然条件や事業量のまとまり等に応じた、高性能林業機械等を活用した低コストで高効率な間伐等の作業システムの導入を図るとともに、それら作業システムの普及及び定着に努める。

また、高性能林業機械等の導入にあたって、各種情報の提供に努める。

(3) コンテナ苗の活用等による造林・保育の低コスト化の推進に関する事。

造林、保育コストの低減を図るため、現在、国や道が試験的に実施している、コンテナ苗木の植栽状況やコンテナ苗木生産状況等の情報収集に努め、森林施業プランナー等と連携し、森林所有者や事業実施主体等とコンテナ苗木の活用等について意見集約を図り、合意形成等に努める。

6 間伐材の利用の推進

(1) 間伐材の供給及び利用に携わる関係者間の合意形成の構築の推進に関する事。

住宅における地域材の利用や、公共建築物及び公共施設に係る工作物における木材の利用、木質バイオマスの利用の推進等、幅広い取組を通じて間伐材等の利用を促進するため、川上から川下等の関係者集まる会議や協議会等に積極的に参加し、関係者との合意形成や情報の共有化に努める。

(2) 長期的な木材需給に係る協定の締結等による間伐材の安定供給体制の構築の推進に関する事。

村内には間伐材等を受け入れる工場はないが、搬出された間伐材等が適切に利用できるよう、林業事業体においては、村外の受入工場等と木材の需給の調整を行い、間伐材等の利用の促進を図り、安定供給体制の構築に努める。

7 人材の育成・確保等

地域の森林における森林整備の中心的な担い手や山村地域の雇用の受け皿として、重要な役割を担う森林組合等の経営基盤の強化が必要なことから、組織体制の充実や事業活動の強化等を図り、地域の中核となる森林組合等の育成に努める。

また、道が森林整備等を行う林業事業体の基本的情報等を登録し、公表する「北海道林業事業体登録制度」が創設されたことから、森林整備等を林業事業体に委託して実施する場合は、適切な森林施業を行い労働安全衛生管理に努める登録林業事業体の活用に努める。

3 特定間伐等の実施計画

(1) 間伐

事業実施主体	事業実施年度	所在場所				間伐を実施する森林の現況					間伐の内容			図面番号	交付金希望	備考
		振興局	市町村	林班	小班	面積(ha)	樹種	林齢	立木材積(m3)	森林の種類	間伐の方法	間伐立木材積(m3)	材積伐採率(%)			
神恵内村	25	後志	神恵内村	0010	0072	0.34	カラマツ	43	33	01	定性	10	30			搬出
神恵内村	25	後志	神恵内村	0010	0073	4.51	トドマツ	46	450	01	定性	135	30			搬出
神恵内村	25	後志	神恵内村	0010	0075	3.55	トドマツ	44	353	01	定性	106	30			搬出

※間伐と一体的に実施する他の作業種については、備考欄に記載する。

(2) 造林

事業実施 主体	事業実 施年度	所在場所				造林の内容								既に植 栽済み の箇所	図面 番号	交付金 希望	備 考
		振興局	市町村	林班	小班	造林面積 (ha)	うち人工造林				うち天然更新						
							植栽面 積	植栽時期	植栽樹種	植栽本数 (haあたり)	天然更 新面積	天然更 新時期	天然更新 樹種				

※天然更新による造林において、天然更新補助作業がある場合は、補助作業の内容を備考欄に記載する。
 ※造林後に実施する下刈りについては、下刈りの面積を備考欄に記載する。また、既に植栽済みの箇所において下刈りを実施する場合は、事業実施年度、所在場所、造林の内容(植栽時期を除く。)及び図面番号の欄に当該植栽に係る該当事項を記載し、既に植栽済みの箇所欄に「○」を記載する。

(3) その他間伐及び造林に関する事項

事業実施 主体	事業実施 年度	所在場所		内 容	交付金 希望	備 考
		振興局	市町村			

※普及活動等ソフト的取組に関する事項を記載する。

(4) 作業路網

事業実施主体	事業実施年度	振興局	市町村	路網起点		路網終点		路線名	路網整備の内容		図面番号	交付金希望	備考
				林班又は字名	小班又は字名	林班又は字名	小班又は字名		開設延長(m)	幅員(m)			

※林道、林業専用道、森林作業道の区分を備考欄に記載する。

(5) その他施設

事業実施 主体	事業 実施 年度	所在場所				施設名	数量	図面 番号	交付金 希望	備考
		振興局	市町村	林班	小班					

※土場、植栽時に設置するシカ防止ネット等の施設の設置等を記載する。